データ点数　400点以上
掃引モード　単掃引
検波モード　ポジティブピーク
注　掃引周波数幅から次の周波数範囲を除く。
占有周波数帯幅18MHz以下
5.2GHz帯：5,140MHzから5,360MHzまで
5.3GHz帯：5,140MHzから5,360MHzまで
5.6GHz帯：5,460MHzから5,740MHzまで
占有周波数帯幅18MHzを超え19MHz以下
5.2GHz帯：5,135MHzから5,365MHzまで
5.3GHz帯：5,135MHzから5,365MHzまで
5.6GHz帯：5,455MHzから5,745MHzまで
占有周波数帯幅19MHzを超え38MHz以下
5.2GHz帯：5,100MHzから5,400MHzまで
5.3GHz帯：5,100MHzから5,400MHzまで
5.6GHz帯：5,420MHzから5,760MHzまで
占有周波数帯幅38MHzを超え78MHz以下
5.2GHz帯：5,020MHzから5,480MHzまで
5.3GHz帯：5,020MHzから5,480MHzまで
5.6GHz帯：5,340MHzから5,800MHzまで
占有周波数帯幅78MHz超
5.2GHz帯：4,916MHzから5,584MHzまで
5.3GHz帯：4,916MHzから5,584MHzまで
5.6GHz帯：5,236MHzから5,904MHzまで

⑵　不要発射振幅測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。
中心周波数　不要発射周波数（探索された周波数）
掃引周波数幅　０Hz
分解能帯域幅　１MHz
ビデオ帯域幅　分解能帯域幅と同程度
Ｙ軸スケール　10dB／Div
入力レベル　最大のダイナミックレンジとなる値
掃引時間　測定精度が保証される最小時間（バースト波の場合は、１バーストの継続時間以上）
データ点数　400点以上
掃引モード　単掃引
検波モード　サンプル

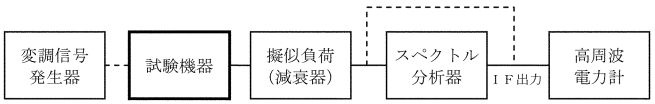
3　試験機器の状態
⑴　試験周波数に設定し、連続送信状態又は継続的（一定周期かつ一定バースト長）バースト送信状態とする。
⑵　拡散符号を用いるものは、試験拡散符号に設定し、標準符号化試験信号で変調する。
⑶　２つの周波数セグメントを同時に使用する無線設備の場合は、同時に２つの周波数セグメントの送信を行う。
⑷　複数の空中線端子を有する場合であって、空中線電力を制御する機能を有するときは、それぞれの空中線端子ごとに電力制御を最大出力となるように設定する。

4　測定操作手順
⑴　スペクトル分析器を２⑴のように設定し、掃引及び不要発射の探索を行う。探索した不要発射の振幅値が許容値を満足する場合は、⑵の測定は行わず、求めた振幅値を測定値とする。
⑵　探索した不要発射振幅値が許容値（バースト波の場合は、許容値から３dBを減じた値）を超えた場合は、スペクトル分析器の周波数の精度を高めるため、掃引周波数幅を100MHz、10MHzと順次狭くして、その不要発射の周波数を正確に求め、スペクトル分析器を２⑵のように設定し、不要発射の振幅の平均値（それらがバースト波の場合は、それぞれのバースト内の平均値）を求めて測定値とする。
⑶　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

5　試験結果の記載方法
⑴　試験結果は、４で測定した不要発射の測定値を許容値の周波数区分ごとに最大の１波をμW／MHz単位で周波数とともに記載する。
⑵　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子の測定値において各周波数ごとにおける総和をμW／MHz単位で周波数とともに記載する。

6　その他
⑴　２⑵において、振幅測定時のスペクトル分析器の検波モードは、サンプルの代わりにＲＭＳ（電力の真値という。）を用いることができる。
⑵　⑴において、不要発射のバースト時間率（注）を不要発射周波数ごとに求めた場合は、２⑵において掃引周波数幅を10MHz程度とすることができる。
注　バースト時間率＝電波を発射している時間／バースト周期
⑶　５⑵において、各周波数ごとにおける総和を記載する場合は、それぞれの空中線端子の測定値が、許容値を空中線の数（注）で除した値を超える周波数において１MHz帯域内の値の総和を求める。ただし、全ての空中線端子において許容値を空中線の数で除した値を下回る場合は、それぞれの測定帯域において最大の測定値となる空中線端子の測定値に空中線の数を乗じた値を記載することができる。
注　空中線の数は、同時に電波を発射する空中線の数（ストリーム数等）であって、空中線選択方式のダイバーシティ等で切り替えるものは含まない。
⑷　複数の空中線端子を有する場合であって、空中線選択方式のダイバーシティ等で同時に電波を発射しないときは、同時に電波を発射する空中線端子のみの測定とすることができる。ただし、空中線の選択回路に非線形素子を有する場合又は空中線端子によって測定値が異なることが懸念される場合は、この限りでない。
⑸　スペクトル分析器の分解能帯域幅を１MHzに設定して、搬送波振幅に対する不要発射振幅の電力比を測定し、その電力比に別途測定した空中線電力の測定値を乗じて不要発射の強度の測定値とすることができる。

六　空中線電力の偏差（アンテナ端子付き）
1　測定系統図



注　擬似負荷（減衰器）の出力端に直接高周波電力計を接続するのは、直交周波数分割多重方式又は直接拡散を使用するスペクトル拡散方式以外の方式を用いるものの総電力を測定する